

## 第2章 プランの策定の背景

## 第2章 プランの策定の背景

### 1. 世界の動き

- 平成12年（2000年）6月  
国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）  
「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。
- 平成17年（2005年）2月  
第49回国連婦人の地位委員会  
「北京+10」閣僚級会合」開催（ニューヨーク）  
「北京宣言及び行動綱領」と「北京宣言と行動綱領実施の為に更なる行動とイニシアティブ」を再確認。完全実施宣言が採択
- 平成18年（2006年）6, 7月  
東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）  
「東京閣僚共同コミュニケ」が採択

#### 「東京閣僚共同コミュニケ」の主な内容

東アジアという地域で、男女共同参画をテーマに閣僚会合を開催することの意義が深いことが確認され、本会合は東アジアにおけるジェンダー<sup>\*1</sup>の平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩であることと評価されました。また、効果的な手段の共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性、女性の地位向上を目的として組織されたナショナルマシナリー（国内本部機構）の強化の重要性などについて合意されるとともに、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント<sup>\*2</sup>に向けた東アジア地域内の連携がよい模範となり、国際社会に発信されるよう努力することが盛り込まれました。

- 平成 19 年（2007 年）12 月  
第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）  
「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。
  
- 平成 22 年（2010 年）3 月  
第 54 回国連婦人の地位委員会  
「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク）  
「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」  
成果文書の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。
  
- 平成 22 年（2010 年）7 月  
国連女性基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題  
\*2と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際女性調  
査訓練研修所（UN-INSTRAW）を統合して、新たな機関UN  
Womenを設置することを決める決議が、国連総会で採択されました。
  
- 平成 23 年（2011 年）1 月  
国連の女性機関（UN Women）世界、地域、国レベルでのジェンダー平  
等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリードするために発足しま  
した。
  
- 平成 24 年（2012 年）3 月  
第 56 回国連婦人の地位委員会  
「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント\*2」  
決議案採択されました。

---

※1 ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※2 エンパワーメント

力（パワー）をつけることの意。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと。

## 2. 国の動き

- 平成11年（1999年）6月  
「男女共同参画社会基本法」が策定されました。
- 平成12年（2000年）12月  
「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成13年（2001年）4月  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。
- 平成15年（2003年）7月  
「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- 平成16年（2004年）12月  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」と都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。
- 平成17年（2005年）12月  
「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。  
平成32年（2020年）までを見通した施策の基本的方向と平成22年度（2010年度）末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。
- 平成18年（2006年）6月  
「男女雇用機会均等法」が改正されました。
- 平成19年（2007年）7月  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。
- 平成19年（2007年）12月  
ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議  
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- 平成21年（2009年）6月  
「育児・介護休業法」が改正されました。

- 平成22年（2010年）12月  
「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成26年（2014年）10月  
様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につなげるため「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、第1回「すべての女性が輝く社会づくり本部会合」が開催されました。

### 3. 茨城県の動き

- 昭和53年（1978年）  
茨城県生活福祉部青少年婦人課を設置し、男女共同参画への本県の取り組みが始まりました。
- 昭和57年（1982年）  
「婦人のつばさ」の事業が始まりました。
- 平成2年（1990年）  
知事を本部長とする「女性対策推進本部」が設置されました。
- 平成3年（1991年）3月  
「いばらきローズプラン21」を策定し、同年8月「いばらきローズプラン21推進委員会」と庁内の「茨城県女性対策推進本部」を設置し、推進体制が整備されました。
- 平成6年（1994年）  
県庁に女性青少年課が設置されました。
- 平成8年（1996年）2月  
男女のよりよいパートナーシップ確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。
- 平成12年（2000年）3月  
少子・高齢化を盛り込んだ「いばらきハーモニープラン後期実施計画」が策定されました。

- 平成 13 年（2001 年）4 月  
「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、施行されました。また、「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県男女共同参画推進本部」とする推進体制が整備されました。
- 平成 14 年（2002 年）3 月  
「茨城県男女共同参画基本計画」（H13.4～H22.3）と「茨城県男女共同参画実施計画」（H13.4～H17.3）が策定され、苦情やその他の意見を処理するために「男女共同参画苦情・意見処理委員会」が設置されました。
- 平成 18 年（2006 年）4 月  
「茨城県男女共同参画実施計画」（H18.4～H22.3）が策定されました。
- 平成 23 年（2011 年）3 月  
「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいきいばらきハーモニープラン」（H23.4～H27.3）が策定されました。

## 4. 境町の動き

- 平成 4 年（1992 年）4 月  
積極的に女性行政を取り組むことの必要性から、教育委員会生涯学習課において、女性対策事業を推進しました。  
また、同年 7 月、女性対策推進委員会を設置し、「男女学セミナー」を開催しました。
- 平成 8 年（1996 年）4 月  
教育委員会生涯学習課に女性行政担当を置き「男女共同参画型社会」の実現を図るため講演会や学習会を開催し、普及啓発に取り組みました。
- 平成 11 年（1999 年）4 月  
「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて「女性対策推進委員会」を「男女共同参画推進委員会」に名称を変更し、より一層の施策の推進に取り組みました。
- 平成 12 年（2000 年）4 月  
企画公聴課に女性対策係を新設し、女性施策推進に取り組みました。

- 平成13年（2001年）12月  
「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施。翌年「中学生・高校生」「職員等」を対象にした「意識調査」を実施し、男女共同参画プラン策定のための各種基礎資料として分析を重ね、プランの策定を目指し活動を進めてきました。
- 平成16年（2004年）3月  
「さかい男女共同参画プラン」（H16.3～H22.3）を策定し、総合的な施策の推進に取り組みました。
- 平成23年（2011年）3月  
計画期間終了に伴い、社会環境や住民意識を反映させた「さかい男女共同参画プラン（第2次）」（H23.4～H27.3）を策定しました。同年4月、機構改革により、総務課（旧企画公聴課）より、まちおこし推進室に女性対策係が移設しました。
- 平成26年（2014年）7月  
機構改革により、男女共同参画事業は人権推進室と合併し、人権・男女共同推進室が新設しました。
- 平成28年（2016年）3月  
計画期間終了に伴い、より一層の施策の推進に取り組むために、社会環境や住民意識を反映させた「さかい男女共同参画プラン（第3次）」（H28.3～H32.3）を策定しました。

《境町男女共同参画推進委員会の主な事業内容》

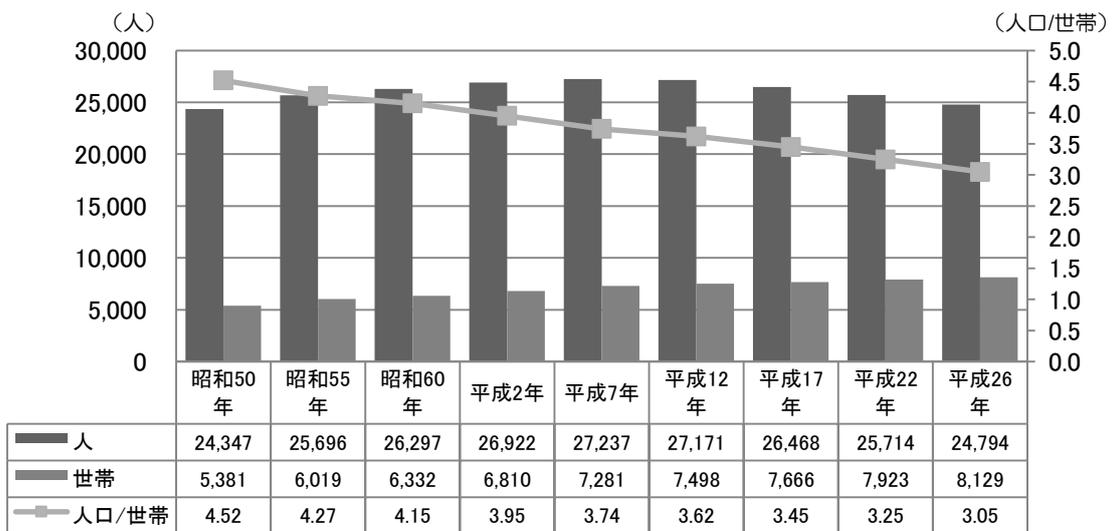
- 平成19年 映画会
- 平成20年 ハーモニー教室
- 平成22年 講演会「男女共同参画とは」
- 平成23年 女性フォーラム「男女共同参画を考える集い」  
講演会「震災を乗り越えて～男女共同の視点から～」
- 平成24年 女性フォーラム「さかい男と女ともに輝くつどい」  
講演会「男女共同参画とは」
- 平成25年 女性フォーラム「ワールドカフェ」
- 平成26年 女性フォーラム「町長とのすこやか子育てミーティング」

## 5. 境町を取り巻く現況

### ◆人口・世帯

#### ●人口・世帯の推移

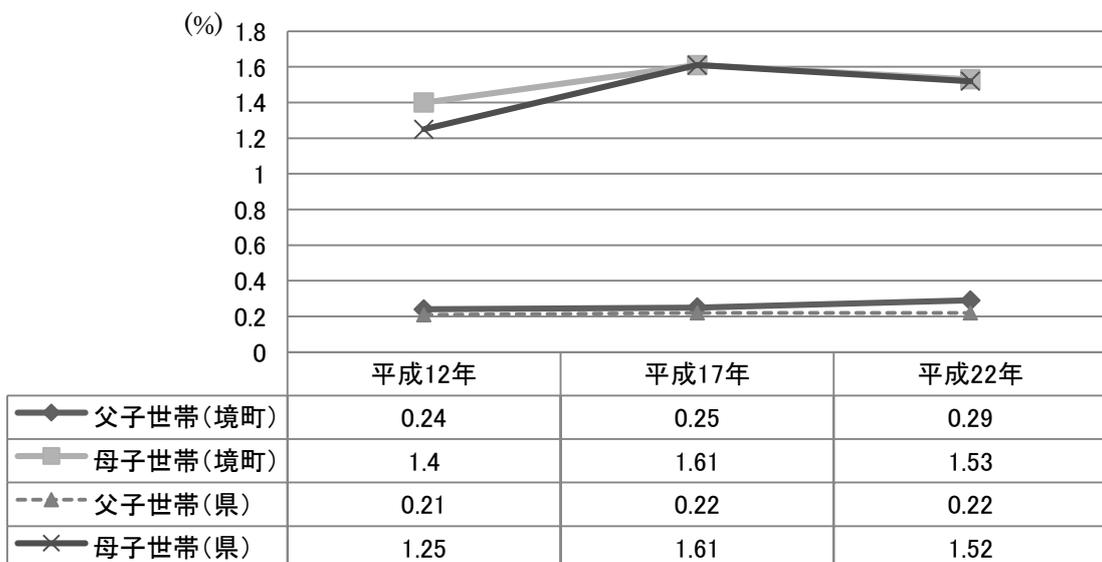
本町の人口は、平成7年をピーク（27237人）に、平成12年以降は減少に転じています。世帯人員の減少に反して世帯数が増加しています。このことから核家族化の傾向が考えられます。



境町統計

#### ●母子・父子世帯割合の推移

本町の母子・父子世帯の割合は、年々増加傾向にあります。また、県全体と比較しても横ばいの割合に対し、母子世帯の割合は上昇しています。

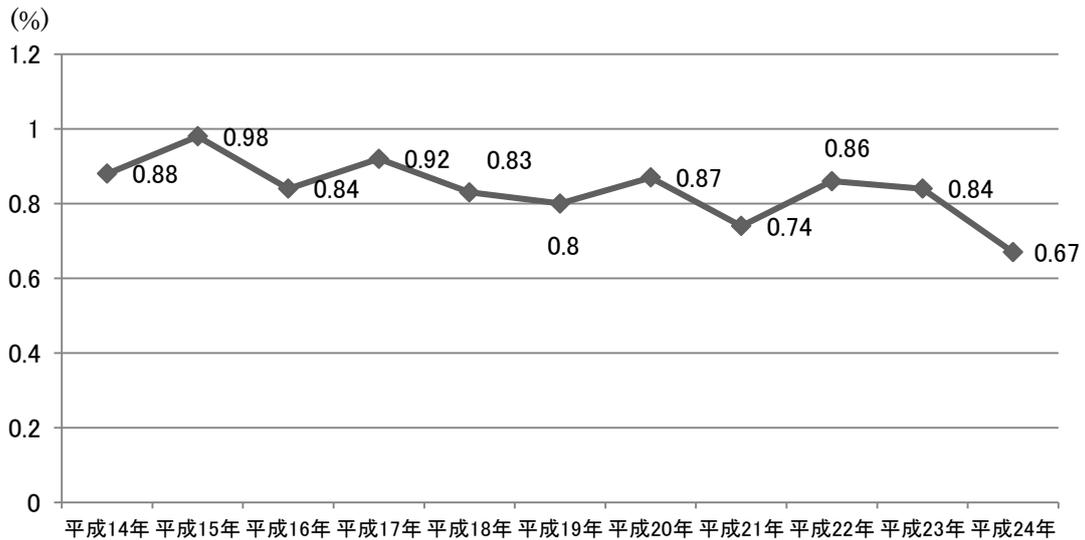


出典：国勢調査

## ◆少子化の傾向

### ●出生率の推移

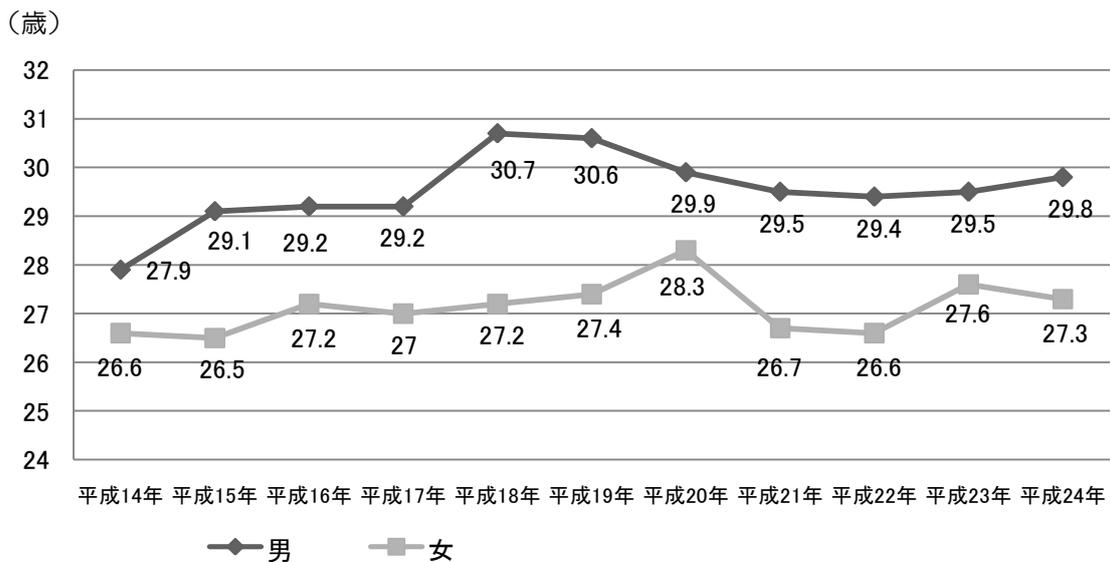
本町の出生率は、ほぼ横ばいで推移していますが、年々の人口減少に伴い、減少傾向がみられます。



出典：茨城県保健福祉統計

### ●平均初婚年齢の推移

本町の平均初婚年齢は、男性、女性ともに平成14年以降緩やかに上昇しています。

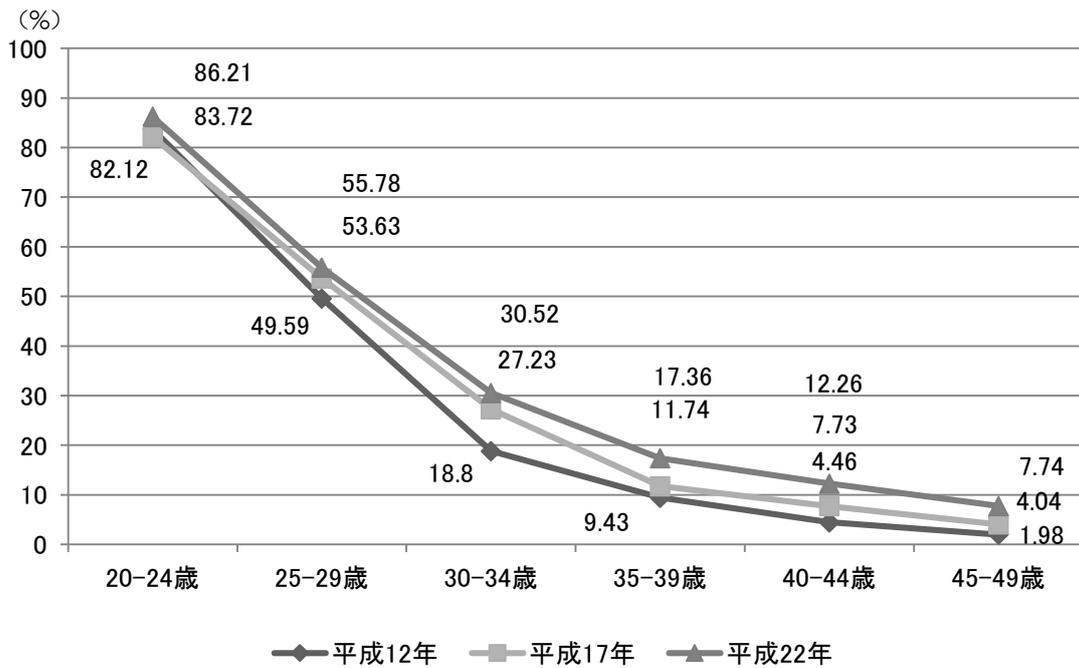


出典：茨城県保健福祉統計

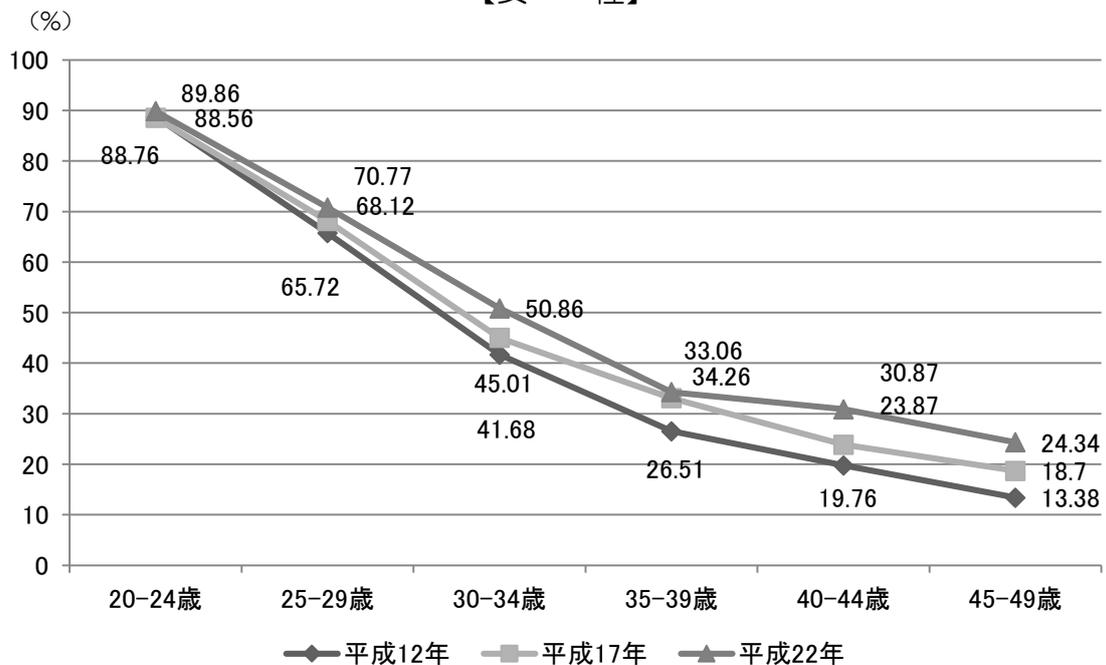
●未婚率の推移

本町の未婚率は、平成12年に比べると男女ともに30代から緩やかな下降となっています。特に、女性の社会進出や晩婚化が進み、平成22年度の30代前半では男性5割、女性3割が未婚と、今後は年々未婚率の増加が予想されます。

【男 性】



【女 性】



出典：国勢調査

## ◆高齢化の傾向

### ●年齢別人口

人口階層別で見ると少子高齢化が進んでいることがわかります。平成34年の3階層別人口では、65歳以上人口が7,200人（28.8%）となると想定されています。

